

令和8年第4回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和8年3月2日(月)午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第2会議室
- 3 出席委員 田村 明、飯塚 巧作、木村 信悦、櫻庭 一則
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 三浦 保
書記 宮田 孝志郎、檜森 大樹、三浦 徹斗

- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 議案第23号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第24号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第11号 登録の移替えをした者について
 - 報告第12号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第13号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 議案第25号 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に用いる証票の有効期限を定めることについて
 - 議案第26号 選挙時登録の基準日、登録日を定めることについて
 - 議案第27号 選挙人名簿の移替えの延期について
 - 議案第28号 選挙長及びその職務代理者の選任について
 - 議案第29号 選挙長の執務場所を定めることについて
 - 議案第30号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて
 - 議案第31号 委員長専決事件の指定について
 - 議案第32号 投票用紙の色及び文字の色を定めることについて
 - 議案第33号 投票所を定めることについて
 - 議案第34号 投票所の閉鎖時刻を定めることについて
 - 議案第35号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて
 - 議案第36号 移動期日前投票所の開閉時刻について
 - 議案第37号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて
 - 議案第38号 選挙公報掲載順序決定のくじを行う場所を定めることについて
 - 議案第39号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて

- 議案第40号 候補者届出の受付順位の決定方法について
議案第41号 投票及び開票の順序を定めることについて
議案第42号 開票の事務と選挙会の事務を併せて行うことについて
議案第43号 選挙会の日時及び場所を定めることについて
議案第44号 選挙会（開票）参観人の数に制限を設けることについて
議案第45号 三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部改正について
議案第46号 三種町公職選挙執行規程の一部改正について
議案第47号 三種町選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部改正について
協議第1号 三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙執行計画について
協議第2号 選挙公営の手引きについて

午前8時54分

三浦書記長 それでは令和8年第4回三種町選挙管理委員会を開催いたします。開会に当たりまして木村委員長からご挨拶をいただきまして、その後の進行の方もよろしくお願ひします。

木村委員長 来年度町の選挙となります。町民の皆様の関心の高い選挙となりますので、ミスの無い実施をお願ひします。

本日の案件は、定時登録の他、町長選挙、町議会議員選挙に関する議案となっておりますのでご審議の程よろしくお願ひします。

議事録の署名委員ということで、田村委員と飯塚委員にお願ひします。

それでは、案件の議案第23号「選挙人名簿に登録することについて」、事務局より説明をお願ひします。

檜森書記 はい。議案第23号ですが、3月定時登録における選挙人名簿への新規登録についてお諮りするものです

前回の衆議院選挙の選挙時登録の後に、18歳に達した者及び転入から3箇月を経過した18歳以上の者を新たに名簿に登録するものであり、具体的な人数等は1と2に記載しています。

1の新有権者登録は、平成20年2月10日から平成20年3月2日までに生まれた方が対象で、人数は、男1人、女5人、計6人です。

2の転入登録は、令和7年10月27日から令和7年12月1

日までに転入し、継続して居住している方が対象で、人数は、男8人、女5人、計13人です。

よって、3月定時登録における登録者総数は、男9人、女10人、合計19人となります。

対象者については、別冊の名簿をご覧ください。新有権者登録は1頁に、転入登録については2頁に記載しております。

説明は以上です。

木村委員長 はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。確認が終わりましたら、終わった旨教えてください。それではお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

それでは名簿のとおり登録ということで、議案第23号を原案どおり決定します。続きまして、議案第24号「選挙人名簿から抹消することについて」、事務局より説明の方をお願いします。

檜森書記 はい。議案第24号は、3月定時登録における選挙人名簿からの抹消についてお諮りするものです

前回の衆議院選挙の随時抹消の後に亡くなった方及び転出から4箇月を経過した方を名簿から抹消するものであり、人数等は1と2に記載しております。

1の死亡抹消者は、死亡の届出が令和8年2月7日から令和8年2月28日までの方が対象で、人数は男10人、女16人、計26人です。

2の転出抹消者は、令和7年10月8日から令和7年10月31日までに町から転出した方が対象で、人数は、男7人、女5人、計12人です。

よって、3月定時登録における抹消者総数は、男17人、女21人、合計38人となります。

対象者については、死亡抹消は別冊名簿の3頁、転出抹消は4頁に記載しております。説明は以上です。

木村委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第24号を原案どおり

決定し、名簿のとおり抹消することといたします。

続きまして、報告第11号「登録の移替えをした者について」、事務局より説明をお願いします。

檜森書記

はい。報告第11号ですが、町内転居による投票区の移替えを行った者について、報告するものです

前回の衆議院選挙選挙時登録では、1月20日までの町内転居に係る移替えを報告し、1月21日から移し替えの停止をしておりますので、今回の報告の対象は、1月21日から2月28日までに町内転居された方です。人数は、男5人、女17人、計22人です。

対象者については、別冊名簿の6頁～7頁に掲載しております。報告は以上です。

木村委員長

それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、報告第11号は以上といたします。続きまして、報告第12号「選挙権を有する者の50分の1の数について」と、報告第13号「選挙権を有する者の3分の1の数について」、は関連性がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

檜森書記

はい。報告第12号は有権者の50分の1の数を、報告第13号は有権者の3分の1の数をご報告するものです。50分の1の数は、地方自治法に基づく条例の改廃請求や監査請求に必要な署名数、3分の1の数は、議会の解散請求、町長の解職請求等に必要な署名数となっております。

議案8頁の名簿登録者数増減表をご覧ください。初めに、有権者数になりますが、前回の登録者に新規登録19人を加え、抹消38人を引いた12,497人が、今回の定時登録の名簿登録者数となります。したがって、これを50で除した数は、6頁に記載のとおり250となり、3で除した数は、7頁に記載のとおり4,166となります。

報告は以上です。

木村委員長

はい。報告第12号、第13号について、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

そうすれば、報告第12号、第13号については、以上といたします。続きまして、議案第25号「政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に用いる証票の有効期限を定めることについて」、事務局より説明をお願いします。

檜森書記

はい。議案第25号ですが、公職選挙法第143条第17項及び公職選挙法施行令第110条の5第8項並びに三種町公職選挙執行規程第9条第2項の規定により、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に用いる証票の有効期限を定めるものです。

三種町公職選挙執行規程で、証票の有効期限は、選挙管理委員会において定めることとされており、現在の証票は令和4年に作成され有効期間は4年間の令和8年3月までとなっております。

そのため、前回同様4年間の有効期限とし、有効期限を令和12年3月までとしたいとするものです。

なお、この証票は、候補者一人につき、又は同一の候補者に係る後援団体の全てを通じて、それぞれ4枚以内を上限枚数として申請することが出来ます。説明は以上です。

木村委員長

はい。それでは、ご意見等ございましたらお願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

それでは、議案第25号を原案どおり決定します。

続きまして、議案第26号「選挙時登録の基準日、登録日を定めることについて」と、議案第27号「選挙人名簿の移替えの延期について」は選挙時登録に関する案件ですので一括して審議したいと思います。事務局より説明をお願いします。

檜森書記

はい。始めに、議案第26号は、令和8年4月26日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙において、公職選挙法第22条第2項に基づく選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を定めるものです。

まず1の「被登録資格の決定の基準となる日」につきましては、今回の同時選挙に伴う選挙人名簿の選挙時登録の基準日を定めるもので、告示日の前日4月20日(月)に定めたいとしておりま

す。なお、年齢要件につきましては、選挙日当日の4月26日までに満18歳になる方を対象とします。

また、2の「登録を行う日」につきましては、基準日4月20日に委員会を開催し、選挙人名簿への登録を行うこととしております。

続きまして、議案第27号は、公職選挙法施行令第17条ただし書により三種町の区域内で他の投票区の区域に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間を定めるものです。

選挙人名簿に登録されている方が、他の投票区に町内転居された場合、選挙人名簿上の投票区の移替えを行う必要がありますが、選挙時におきましては、選挙人名簿抄本や投票所入場券の作成準備のため、一定期間、投票区の移替えを延期できることとなっております。公職選挙法上は、最大で選挙の前60日間、登録の移替えを延期できることとなっております。

今回の同時選挙に伴いまして、3月30日の夜に投票所入場券のデータ作成を行います。投票所入場券を作成した後に町内転居で投票区が変わる方につきましては、選挙が終わるまで投票区の移替えは行わない取扱いとなります。

議案第26号、27号の説明については以上です。

木村委員長

それでは、ご意見等ございましたらお願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第26号、27号について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

それでは、議案第27号、28号については原案どおり決定します。

続きまして、議案第28号「選挙長及びその職務代理者の選任について」についてお諮りします。

議案第28号のうち「選挙長の選任」については、私に関係する議題となるわけですが、この場合、地方自治法の規定により、私が議事に参与することができません。「選挙長の選任」に限り、議長を職務代理の田村委員にお願いしたいと思います。田村委員、よろしいでしょうか。

田村委員

はい

木村委員長　それでは、皆さん、田村委員を議長としてよろしいでしょうか。
（「異議無し」の声有り。）

木村委員長　ご異議無いようですので、田村委員に議長をお願いします。

田村委員　それでは、議長として議事進行させていただきます。

議案第28号のうち「選挙長の選任について」を議題としますので、木村委員長は一旦退席をお願いします。

（木村委員長退席）

田村委員　事務局より説明をお願いします。

檜森書記　議案第28号は三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙長と職務代理者についてお諮りするものです。

選挙長につきましては、公職選挙法第75条の規定により、当該選挙の選挙権を有する者の中から、選挙管理委員会が選任した者をもって充てることとなっております。

選挙長については、従前の例ですと委員長にお願いしておりますので、今回の選挙についても、木村委員長に選任したいと考えておりますのでご審議の程よろしくをお願いします。

田村委員　議案第28号のうち「選挙長の選任」について、ご異議等ございませんか。

（「ありません」の声有り。）

田村委員　ご異議等無いようですので、本案は原案どおり決定します。

議案第28号のうち「選挙長の選任」に関する議案は終了しましたので、議長の職を解かさせていただきます。木村委員長は席にお戻り下さい。

木村委員長　田村委員、ご苦勞様でした。

それでは、次に、議案第28号のうち「選挙長の職務代理者の選任について」を議題としますので、田村委員は一旦退席をお願いします。

（田村委員退席）

木村委員長　事務局より説明をお願いします。

檜森書記　はい。選挙長の職務代理者については、従前の例ですと委員長の職務代理者を充てております。今回についても、従前の通り田村委員に選任したいと考えております。

木村委員長　委員長の職務代理者である田村委員を選挙長の職務代理者に選任するということで、皆様よろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

木村委員長　　ご異議無いようですので、本案は原案どおり決定します。田村委員は席にお戻り下さい。

　　続きまして、議案第29号「選挙長の執務場所を定めることについて」事務局より説明をお願いします。

檜森書記　　はい。議案第29号は、三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙長の執務場所についてお諮りするものです。

　　選挙長の執務場所につきましては、ご覧のとおり、告示日4月21日午前8時30分から選管事務室に定めたいとしております。

木村委員長　　はい。議案第29号「選挙長の執務場所を定めること」について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

木村委員長　　それでは、議案第29号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第30号「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて」、第31号「委員長の専決事項の指定について」は、ポスター掲示場関連の案件ですので、一括して審議したいと思います。事務局より説明をお願いします。

檜森書記　　はい。議案30号は、三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所について、お諮りするものです。

　　琴丘地区41箇所、山本地区41箇所、八竜地区32箇所、計114箇所設置したいと考えております。設置箇所は別紙に記載のとおりで雪のため減数を行った前回衆院選を除くと従前から増減はございません。

　　続きまして、議案31号は、委員長の専決事項を指定することについてお諮りするものです。

　　ポスター掲示場の区画数につきましては、三種町公職選挙執行規程において、選挙の都度選挙管理委員会が定められておりますが、議員定数やこれまでの新聞報道の他、3月19日開催の立候補者説明会の参加人数を勘案して決定した後、速やかに掲示場設置・撤去契約事務を執行したいので、区画数を専決事項に指定したいとするものです。なお、決定した区画数は、4月20日に予定している第5回選挙管理委員会で改めて報告させていただきます。

　　説明は以上です。

木村委員長　　はい。それでは、ご意見等ございましたらお願いします。

田村委員 前回選挙で掲示場を減らして問合せ等はなかったか。
事務局 特段なかった。
桜庭委員 掲示場を立てたことによる苦情等はあるか。
事務局 苦情等は特にない。
木村委員長 他にございませんでしょうか。
それでは他にご意見等無いようですので、議案第30号と議案第31号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第32号「投票用紙の色及び文字の色を定めることについて」事務局より説明をお願いします。

檜森書記 はい。議案第32号は、三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における投票用紙の色及び文字の色についてお諮りするものです。
町の選挙の投票用紙に関しましては、三種町公職選挙執行規程に定めがありまして、同時に2つの選挙が行われる場合には、異なった色の用紙又は異なった色のインクで印刷することができることとなっております。
三種町長選挙の投票用紙の色を白色に文字の色を黒色に、三種町議会議員一般選挙の投票用紙の色をオレンジ色に文字の色を黒色に定めたいとしております。なお前回の選挙と同じ配色としております。
説明は以上です。

木村委員長 それでは、ご意見等ございましたらお願いします。
（「特にありません。」の声有り。）
はい。ご意見等無いようですので、議案第32号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第33号「投票所を定めることについて」事務局より説明をお願いします。

檜森書記 はい。議案第33号は三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における投票所についてお諮りするものです
投票所として使用したい場所は議案の17頁に記載のとおりです。前回の選挙から変更はございません。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。
（「特にありません。」の声有り。）

はい。ご意見等無いようですので、議案第33号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第34号「投票所の閉鎖時刻について」、事務局より説明をお願いします。

檜森書記

はい。議案第34号は、三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における投票所の閉鎖時刻を繰上げることについて、お諮りするものです

投票所の閉鎖時刻は、公職選挙法第40条第1項の規定により、午後8時とされていますが、選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合は、同項ただし書の規定により閉鎖時刻を繰り上げることが認められております。

閉鎖時刻の繰上げは従前の選挙から実施しており、今回の選挙についても、同様に実施したいと考えております。事前の広報活動と期日前投票の浸透により投票機会を十分確保できることから、選挙人の投票に支障を来すことはないと判断しております。

各投票所の具体的な閉鎖時刻は、議案18頁に記載のとおりで、全ての投票所の閉鎖時刻を2時間繰上げ午後6時としたいと考えております。これは、従前の町選挙と同じ取扱いとなっております。説明は以上です。

木村委員長

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第34号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第35号「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて」事務局より説明をお願いします。

檜森書記

はい。議案第35号は、三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における期日前投票所と不在者投票所の場所、時間についてお諮りするものです。

議案19頁、20頁に記載のとおり、期日前投票所の場所は、従前どおりの琴丘地域拠点センター、山本地域拠点センター、八竜農村環境改善センターの3箇所に加え、移動期日前投票所を3地区に設置します。期間と時間ですが、通常期日前投票所が4月22日水曜日～25日土曜日、午前8時30分から午後8時までとし、移動期日前投票所は4月25日土曜日のみ開設とし、各施設2時間ずつを予定しております。

また、不在者投票所は、選挙管理委員会事務室に設置することとし、期間は4月22日～25日まで、時間は午前8時30分から午後8時までとします。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

（「特にありません。」の声有り。）

はい。ご意見等無いようですので、議案第35号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第36号「移動期日前投票所の開閉時刻について」、事務局より説明をお願いします。

檜森書記 議案第36号は、三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における移動期日前投票所の開閉時刻の繰り下げ、繰り上げについて、お諮りするものでございます。

移動期日前投票所の開閉時刻も、読み替え後の公職選挙法第40条第1項の規定を準用し午前8時30分から午後8時とされていますが、先ほどの議案第35号のとおり各施設2時間ずつ巡回する形をとりますので、午前9時30分に開始し、午後5時30分に閉鎖となります。従って、議案21頁に記載のとおり開始時刻を1時間繰り下げ、閉鎖時刻を2時間30分繰り上げとしたいと考えております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

（「特にありません。」の声有り。）

はい。ご意見等無いようですので、議案第36号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第37号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵送により発送できる日を定めることについて」事務局より説明をお願いします。

檜森書記 議案第37号は、病院等での不在者投票や、身体障害者手帳等をお持ちの方の郵便投票に関し、投票用紙等の郵便による発送を開始する日を定めることについてお諮りするものでございます。

不在者投票につきましては、告示日の翌日から選挙期日の前日までの受付となっております。町選挙では、期日前投票期間が4日間となっておりますので、仕事などで遠方にお住いの有権者が、滞在地の選挙管理委員会で、不在者投票を行う場合等、早めに投票用紙が手元に届かないと、期間内に投票できないおそれがあります。

そのため、事前に不在者投票の請求があったものにつきましては、告示日前の選挙管理委員会が定める日に投票用紙等の発送を開始できることとなっております。その発送開始日を告示日の前の週の金曜日、4月17日金曜日にて定めたいとするものです。以上です。

木村委員長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

（「特にありません。」の声有り。）

はい。ご意見等無いようですので、議案第37号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第38号「選挙公報掲載順序決定のくじを行う場所を定めることについて」事務局より説明をお願いします。

檜森書記 議案第38号は三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙公報の掲載の順番を決めるくじの施行についてお諮りするものです。

町選挙におきましては、三種町選挙公報発行に関する条例に基づき、選挙公報を発行することになります。

複数の候補者を掲載する場合の掲載順序につきましては、条例の規定により、選挙管理委員会がくじで定めることとなっております。くじを行う日時については三種町選挙公報の発行に関する規程で告示日の午後5時10分からと定められておりますので、4月21日午後5時10分からとなります。

そのくじを三種町役場第一会議室で実施したいと考えております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

（「特にありません。」の声有り。）

はい。ご意見等無いようですので、議案第38号は原案どおり決定いたします。続きまして、議案第39号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて」事務局より説明をお願いします。

檜森書記 議案第39号は、三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙の投票所の氏名掲示の順番を決めるくじの施行についてお諮りするものです。

立候補届出の提出期限は、4月21日の午後5時までとなっております。先ほどお諮りしました選挙公報の掲載順序のくじ終了後の、午後5時40分から、引き続き三種町役場第1会議室で、くじを実施したいと考えております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

（「特にありません。」の声有り。）

はい。ご意見等無いようですので、議案第39号については原案どおり決定いたします。続きまして、議案第40号「候補者届出の受付順位の決定方法について」事務局より説明をお願いします。

檜森書記 議案第40号は、三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における候補者届出の順位決定の方法についてお諮りするものです。

4月21日告示日の午前8時30分から午後5時まで、八竜農村環境改善センターで立候補届出の受付を行います。

立候補届出の受付順位は、先着順が原則ですが、受付開始の午前8時30分までに複数の立候補予定者が参集している場合については、その立候補予定者の受付順位をくじで定めるというものです。

次の頁に、受付要領ということで、立候補届出順位の決定の手順を載せておりますのでご覧ください。

2の「選挙長が行うくじの対象者及び方法」ですが、(1)の「くじの対象者」につきましては、選挙期日の告示日の午前8時30分までに立候補届出のため受付の会場に参集した者が対象となります。

(2)の「くじを引く順序を決めるくじ」については、まず、受付順位を決めるくじの順番を決めるための予備抽選を行います。

次に、(3)立候補届出の受付順序を決めるくじ（本抽せん）を行い、受付順位を決定する流れとなります。

また、3としまして、「くじの対象とならなかった者の立候補届出の受付順序」ということで、午前8時30分の受付開始後に到着した立候補予定者につきましては、くじによって決定された最後の順序の次の順序から到着順で番号を振ることになります。

また、4「立候補届出の受付順序」につきましては、①三種町長選挙②三種町議会議員一般選挙の順番で受付を行います。

説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

（「特にありません。」の声有り。）

はい。ご意見等無いようですので、議案第40号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第41号「投票及び開票の順序を定めることについて」事務局より説明をお願いします。

檜森書記 議案第41号は、三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における投票及び開票の順番についてお諮りするものです。

公職選挙法第122条の規定により、同時選挙を行う場合の投票及び開票の順序は、選挙管理委員会が定めることとなっております。投票の順序につきましては、三種町長選挙、三種町議会議員一般選挙の順、開票の順序につきましても同じ順番に定めたいと考えております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

（「特にありません。」の声有り。）

はい。ご意見等無いようですので、議案第41号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第42号「開票の事務と選挙会の事務を併せて行うことについて」、議案第43号「選挙会の日時及び場所を定めることについて」、議案第44号「選挙会（開票）参観人の数に制限を設けることについて」、は関連性がありますので事務局より一括して説明をお願いします。

檜森書記 はい。はじめに議案第42号は、三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙において開票事務と選挙会の事務を併せて行うことについてお諮りするものです。

候補者ごとの得票数を出す開票事務と、当選人の決定をする選挙会の事務を公職選挙法第79条第1項の規定により併せて行うことにより、開票結果をそのまま当選人の決定としたいと考えております。

続きまして、議案第43号は、選挙会の日時及び場所についてお諮りするものです。

始めに投票を行う場合についてですが、議案第42号のとおり、開票事務と選挙会を併せて4月26日（日）午後7時から八竜体育館で行うこととなります。

また、無投票の場合は、公職選挙法第100条の規定により選挙期日から5日以内に選挙会を開き当選人の決定をうこととなっております。従前の例により投票日の午前10時から三種町役場第1会議室で行いたいと考えております。なお、無投票の場合とは、町長選挙及び町議会議員一般選挙がどちらも無投票となった場合で、どちらかが投票となった場合は、投票を行う場合のスケジュールでどちらも行うこととなります。

続きまして、議案第44号は、選挙会（開票）参観人の数に制限を設けることについてお諮りするものです。

開票の秩序保持のために参観人数の制限を設けるもので、会場の八竜体育館のスペースの観点から、候補者1人につき5人以内、一般の参観者につきましては、先着順に50人以内、投票日当日午前11時から11時30分まで、役場1階の玄関ホールにて入場整理券を配布する方法で行うこととしたいと思っております。

令和4年の選挙では各陣営同じく5名以内、一般参観人はコロナウィルスの感染予防の観点から先着20名が参観できるようにしていましたが、今回はコロナウィルス感染症予防前の50名としております。

1陣営5人とした場合、仮に20陣営とした場合100人、これに一般の参観が50人ということで、開票会場の後ろの方に150人位となる予定です。

説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします

（「特にありません。」の声有り。）

はい。ご意見等無いようですので、議案第42号から44号を原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第45号「三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部改正について」と議案第46号「三種町公職選挙執行規程の一部改正について」は以前協議のあった内容のため一括して上程します。事務局より説明をお願いします。

檜森書記 はい。議案第45号と議案第46号についてですが、昨年の9月選挙管理委員会で協議していた内容となり、選挙運動の公営に関する条例が12月議会で可決されたためお諮りするものです。

議案第45号の選挙運動の公営に関する規程については、条例で選挙公営の限度額が上げられましたので、様式内の限度額や町の方針による押印廃止等の改正を行っております。議案第46号の公職選挙執行規程は選挙運動に従事する労務者等の実費弁償額及び報酬額の増額について改正するものです。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

（「特にありません。」の声有り。）

はい。ご意見等無いようですので、議案第45号、議案第46号は原案どおり決定いたします。続きまして、議案第47号「三種町選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部改正について」事務局より説明をお願いします。

檜森書記 議案第47号は、三種町選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部改正についてお諮りするものです。

選挙人名簿の移し替えの延期について、衆議院解散に伴う総選挙は時間的余裕がなく入場券の作成を間に合わせるため次回以降の選挙のため、専決事項に追加したいと考えております。

また、現行規程にあります、選挙立会人の選任等については、公職選挙法72条の規定により選挙長の専決事項となっております。

そのため、現行規程から選挙立会人の選任等にかかる事項を削除しております。

選挙立会人の選任にかかるくじ等の結果につきましては、投票日に開催を予定しております選挙管理委員会で報告を予定しております。

説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

（「特にありません。」の声有り。）

はい。ご意見等無いようですので、議案第47号を原案どおり決定いたします。続きまして、協議第1号「三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙執行計画」について、事務局より説明をお願いします。

檜森書記 はい。協議第1号「三種町選挙及び三種町議会議員一般選挙執行計画」についてご説明します。

まず選挙の日ですが、4月21日（火）告示、4月26日執行の同時選挙となります。

選挙すべき定数は町長1名、議員14名。

選挙長及び同職務代理者は先程ご承認いただきましたが、選挙長が木村委員長、職務代理者は田村委員です。

登録基準日及び登録日が4月20日（月）、選挙人名簿の閲覧中止期間が4月21日（火）から5月1日（金）となります。

登録の移替えを行わない期間は3月31日（火）から4月26日（日）となります。

立候補届出の受付についてです。届出日は4月21日（火）、場所は三種町八竜環境改善センター、届出順位は先程ご承認いただいたとおり、くじにより決定します。

届出に関する手続の「説明会」及び「事前審査」を実施しますが、説明会は3月19日（木）午前10時から三種町八竜農村環境改善センターにて、事前審査は4月7日（火）午前9時から正午まで、三種町役場にて実施します。

選挙運動用自動車の設備外積載許可の申請手続は能代警察署で実施されます。

表示板等の色ですが、町長選挙、町議会議員一般選挙ともに白地に黒文字とします。

ポスター掲示場の設置及びポスター掲示期間ですが、掲示期間は選挙の期日の告示日から選挙の期日まで。設置場所は114箇所、掲示面数は町長4区画、議会議員21区画としておりますが、本日の議案にて委員長の専決事項として指定いただいておりますので、立候補者説明会の参加状況を勘案し決定します。掲示方法は、選管が指定した区画番号が記載されている区画に掲示します。区画番号は、届け出受理番号と同じ番号とします。

選挙公報の発行についてです。掲載文の申請期限は4月20日（月）、受付場所は三種町選挙管理委員会事務室となります。掲載順序を定めるくじの施行日時と場所は、4月21日（火）午後5時10分、三種町役場第1会議室で施行します。

配布方法は新聞折込により配布するほか、公共施設に配置します。なお、無投票となった選挙については、発行しないものとします。

公営施設使用の個人演説会等会場は下記のとおりです。

12の投票用紙の様式等から21の選挙会の参観人の人数制限までは本日承認いただきましたとおりの内容ですので割愛させていただきます。

当選証書の付与等についてです。投票となった場合は4月26日(日)選挙会及び選挙管理委員会の終了後、三種町八竜体育館ミーティングルームにて行います。開票事務を併せて行う選挙会終了後、選挙長から選管へ報告します。当選証書は立会人へ付与します。無投票となった場合は、4月26日(日)午前10時から三種町役場第1会議室にて、無投票の選挙会及び選挙管理委員会の終了後当選証書の付与を行います。なお、無投票となった場合は、町長選挙及び町議会議員一般選挙がどちらも無投票となった場合で、どちらかが投票となった場合は、投票となった場合のスケジュールでどちらも行うこととなります。

候補者の選挙運動費用支出制限額ですが、町長選挙は固定額130万円、人数割額が110円に選挙時登録による登録人数を乗じた金額、議員選挙が固定額90万円、人数割額1,120円に選挙時登録による登録人数を乗じて、定数14で除した金額となります。参考までに本日の選挙人名簿登録者数で算定した場合、町長選挙が2,674,670円、議会議員選挙が1,899,760円となります。

最後に、選挙啓発ですが、防災無線、広報みたね、町ホームページへの掲載、啓発用品、のぼりの設置を予定しています。

説明は以上となります。

木村委員長
飯塚委員

協議第1号の説明について、何かご質問等ありませんか。

町長選挙と町議会議員選挙で掲示場が二つになると思うが、どちらが左右と決まっているのか。

事務局

町長選挙の掲示場が左となります。

木村委員長

わかりました。他に質問等ありませんか。

(「ありません。」の声あり。)

木村委員長

無いようですので、原案どおり決定します。

続きまして協議第2号「選挙公営の手引きについて」事務局より説明をお願いします。

檜森書記

はい。協議第2号「選挙公営の手引きについて」説明いたします。

選挙公営については、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビ

ラの作成、選挙運動用ポスターの作成について公費負担の対象となり、供託物の没収が無い限り公費で負担することとなります。

手引きについては、事前に委員の皆様にお送りしておりますので、詳細説明は割愛させていただきますが、公費負担の限度額や手続きの流れ、必要書類等について記載しております。立候補届出書類の事前審査の際に、公費負担に関する書類もお持ちいただき、事前に審査を実施し、告示日の立候補届出時に同時に提出していただきます。以上です。

木村委員長 協議第2号の説明について、原案どおりでよろしいでしょうか。
(「はい。」の声有り。)

木村委員長 それでは、原案どおり決定します。

木村委員長 本日の議案審議は以上となります。

次に、その他として事務局からお願いします。

檜森書記 はい。今後の日程についてご説明いたします。

(資料に基づき今後の日程を説明)

木村委員長 それでは、他に無ければ、本日の委員会を終了したいと思います。
す。どうもありがとうございました。

午前10時41分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____